

令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が行う令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、外国人材を雇用している中小企業等を対象として、地域・文化の理解、住民との交流促進に資する事業を実施する際に必要な経費に対し、その一部を補助することで外国人材の地域への定着、及び地元住民との共生を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 県内に本社、支社、支店、事務所等を有する中小企業者、法人等をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号で定める範囲のものをいう。
- (3) 法人等 特定の法律により特別の設置行為をもって設立された以下の法人及び組合をいう。
 - ・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人のうち、常時使用する従業員の数が300人以下の法人
 - ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人のうち、常時使用する従業員の数が300人以下の法人
 - ・私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人のうち、常時使用する従業員の数が300人以下の法人
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が300人以下の法人
 - ・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合
 - ・水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合
 - ・森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合
 - ・その他知事が適切と認める法人及び組合

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業等は、交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに中小企業等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定の内容又は条件に対し不服がある場合において、規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内とする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた中小企業等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）から起算して1か月を経過した日、または補助金の交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、速やかに精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前2条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理及び関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及びすべての証拠書類を整備し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業終了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他必要な事項)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。

(別表)

【補助対象経費】

費目	内容	補助率	補助限度額
役員費	○イベント・ボランティアへの参加費用や保険料、通訳費用	2分の1	10万円/1社
使用料 賃借料	○イベント・ボランティア実施に係る会場・機材・車両等の借上げ料 ○イベント・ボランティアに必要な備品のレンタル費用(レンタサイクル・レンタル着物等)		
委託料	○イベント・ボランティアの企画運営を委託する際の費用		
需用費	○イベント・ボランティアに必要な消耗品等の費用		
報償費	○講師謝金		
旅費	○イベント・ボランティア会場への交通費 ○講師旅費		

※上表でいう「イベント・ボランティア」については、県内で実施されるものに限ることとし、外国人材を雇用する事業者が主体となって行う、本事業の趣旨に即した以下のような取組みを指す。

- ・外国人材と地域住民との交流を促進するもの
- ・外国人材が地域の歴史や(食)文化、自然を体験するもの(単なる宴会の類は除く)
- ・外国人材を対象とした地域理解の促進に寄与するセミナー等の実施

【補助対象外経費】

- (1) 補助事業に要したことが明確に区別できない経費
- (2) 上記「イベント・ボランティア」に該当しないイベント等の経費
- (3) 外国人材が参加しないイベント・ボランティアの経費
- (4) 補助事業において資材等を購入する際にかかる配送料
- (5) 補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費
- (6) 国の事業や、県の他の補助金、市町の補助金を充当している経費
- (7) 消費税及び地方消費税相当額

※補助対象経費等に疑義が生じた場合は、事前に協議を行うこと。